

## 2. 各種の広報・啓発活動

### (1) 各種の週間・月間等の取組

このほか各種の週間・月間等の活動の中でも、障害のある人への理解を深めるための広報・啓発活動が展開された。

9月1日から30日までの「障害者雇用支援月間」においては、障害のある人の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として、障害のある方々から募集した絵画や写真を原画とした啓発用ポスターが作成され、全国に掲示されたほか、障害者雇用優良事業所等表彰、障害者雇用支援月間ポスター原画表彰及び優秀勤労障害者表彰を始め、各都道府県においても、障害者雇用促進のための啓発活動が実施された。

毎年、10月の「精神保健福祉普及運動」の期間においては、精神障害のある人に対する早期かつ適切な医療の提供及び社会復帰の促進等について、国民の理解を深めることを目的として、精神保健福祉全国大会を始めとする諸行事が実施されている。2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により開催が中止されたが、精神保健福祉事業功労者に対して厚生労働大臣表彰が実施された。

12月4日から10日までの「人権週間」においては、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、障害のある人に対する偏見や差別を解消することを含め、人権尊重思想の普及高揚を図るため、法務省の人権擁護機関である法務局・地方法務局及び人権擁護委員等により、全国各地で講演会の開催、ポスター・パンフレットの作成・配布等の広報・啓発活動が実施された。

2007年12月、国連総会本会議において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とする決議が採択されたことを受け、厚生労働省では、毎年、自閉症を始めとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るためのシンポジウム等を開催している。2020年は新型コロナウイルス感染症の影響によりシンポジウムの開催を中止し、シンポジウムで実施予定であった内容を、世界自閉症啓発デー日本実行委員会のホームページで動画配信した。

【世界自閉症啓発デー日本実行委員会ホームページ：<http://www.worldautismawarenessday.jp/htdocs/>】

また、世界自閉症啓発デーを含む4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」においては、全国の地方公共団体や関係団体等により様々な啓発活動が実施された。

### (2) バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰

高齢者、障害のある人、妊婦や子供連れの人を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインを効果的かつ総合的に推進する観点から、その推進について顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対して、内閣総理大臣及び高齢社会対策又は障害者施策を担当する大臣が、毎年度、表彰を行い、その優れた取組を広く普及させることとしている。2020年度においては、9個人・団体を表彰した（図表3-1）。



バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰式（2020年12月／写真：内閣府）

■ 図表3-1 令和2年度バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰 受賞者

○内閣総理大臣表彰

<p>株式会社 アステム (大阪府大阪市) 【厚生労働省推薦】</p>	<p>株式会社 アステムは、1974年の設立直後から行政や団体のビデオ映像による広報制作に取り組み、1995年の阪神・淡路大震災でテレビの音声情報を得られない聴覚障害者の苦難を知り、手話と字幕で情報を得ることができる「目で聴くテレビ」の設立に参加、障害者の声を踏まえた技術や工夫により、ニュース番組や動画、シンポジウム、セミナー等において、字幕・手話通訳・音声解説を付与し、様々な局面でのSDGsの理念に対応した情報アクセシビリティの向上に寄与している。</p>
<p>東急電鉄株式会社 (東京都渋谷区) 【国土交通省推薦】</p>	<p>東急電鉄株式会社は、全ての人に安全・安心で快適な鉄道を利用していただくために、ハードとソフトの両面から安全確保やバリアフリーの取組を行っている。ハード面に関しては、東横線・田園都市線・大井町線・目黒線の全ての駅にホームドアを設置し、池上線・東急多摩川線では全ての駅にセンサー付き固定式ホーム柵を設置している。ソフト面に関しては、駅係員同士の連絡ミス防止による車椅子利用者へのサービス向上を目的としたアプリの開発や、全ての駅係員や乗務員のサービス介助士の取得等、様々な利用者に対して接客技術の向上を目的とした取組も実施している。</p>

○内閣府特命担当大臣表彰 優良賞

<p>岡山放送株式会社「手話が語る福祉」制作チーム (岡山県岡山市) 【岡山市推薦】</p>	<p>岡山放送「手話が語る福祉」制作チームは、1993年から手話付きのニュース特集の放送を実施している。「手話という言葉」を大切に、聴覚障害者と「手話放送委員会」を立ち上げ制作にあたり、画面の中の手話も通常の手話通訳者ではなく聴覚障害者自身が担当している。これは「手話を言語」として生きる聴覚障害者とテレビを共有することの象徴であり、全ての人に正確な情報を伝えたいというメッセージである。また、手話講座や手話歌の制作など様々な取組を行い、手話への理解・普及に貢献している。</p>
<p>セイコーウオッチ株式会社 (東京都中央区) 【厚生労働省推薦】</p>	<p>セイコーウオッチ株式会社は、腕時計の企画・開発・販売を行っており、その事業の一環で、視覚障害者のためのバリアフリー腕時計として、触れることで時刻を知ることのできる「触読時計」、時刻を音声で知らせる「音声デジタルウオッチ」の企画・開発・販売も行っている。同社のバリアフリー時計開発の歴史は古く、1939年、戦時中に負傷した軍人将校のために開閉蓋を設けた提げ時計タイプの触読時計を支給したことが始まりとなり、その後、現在に至るまで商品開発を続け、バリアフリー時計の普及活動に従事してきた。</p>
<p>Palabra株式会社 (東京都新宿区) 【文部科学省推薦】</p>	<p>Palabra株式会社は、視覚障害者団体と共同で長年にわたって映画鑑賞における情報保障の在り方を研究・開発してきた経験をもとに、2013年、バリアフリー字幕・音声ガイドの制作専門とする会社として設立された。従来のバリアフリー映画では、スクリーンに字幕を投影したり、副音声を同時に流す等の対応が一般的で、非常に限られた上映しか出来ていなかったが、同社の取組は、特殊な技術等によって最小限の機器があれば、健常者と障害者が違和感なく一緒に鑑賞可能な工夫をしている。また、「文化芸術をすべての人に開かれたものにする」をスローガンに、現在は映画のみならず、演劇を始めとする文化芸術分野において、バリアフリー化推進のための活動を続けている。</p>

## ○内閣府特命担当大臣表彰 奨励賞

<p>奥山 梨衣 (京都府木津川市) 【京都府推薦】</p>	<p>奥山梨衣氏は、寝たきり全介助の重度心身障害児である長男の気管切開により、痰の吸引が常時必要となったことで、医療的ケア児者の生活をサポートする「SKIP&amp;CLAP」(スキップアンドクラブ)を立ち上げ、当事者である母親目線で、使いやすさと品質を兼ね備えた吸引器用バッグ「CARErry BAG」を自ら開発した。自身の外出する機会が減り、引きこもりがちになった経験から、他の医療的ケアが必要な子どもを持つ母親と出会い、交流することをきっかけに他人と社会と繋がることの大切さを実感し、子どもにもそして悩める母親達にも笑顔を取り戻したいという強い思いを込めて活動している。当事者として考えた新しいアイデアで在宅生活を快適に豊かにし、子どもの病気や障害を機に社会から離れてしまった母親達の社会参加に貢献している。</p>
<p>神奈川トヨタ自動車株式会社 (神奈川県横浜市) 【神奈川県推薦】</p>	<p>神奈川トヨタ自動車株式会社は、2017年、トヨタ自動車株式会社から販売されたユニバーサルデザインタクシー「JPN TAXI」の普及のため、「社会に貢献できるような新サービスを開発できないか」、「ユニバーサルデザインのタクシーを販売するのであれば、ドライバーマナーのユニバーサルデザイン化が必須」という発想のもと、「ユニバーサルエスコートマナー講習」の実施や「神奈川トヨタ方式」を開発し、移動円滑化の促進に貢献している。</p>
<p>大日本印刷株式会社 (東京都新宿区) 【福岡市推薦】</p>	<p>大日本印刷株式会社は、高齢者、障害者、妊婦や子供連れなどの「手助けを求める人」と「手助けできる人」をマッチングする機能を中心に、手助け行動を促進・可視化するソーシャルアクションサービス「May ii」(メイアイ)を提供している。同アプリは、“手助けしたい気持ちはあるけど躊躇してしまう”という誰もが持っている「心のバリア」を取り除き、気軽に“May I help you?”と言える日本人を増加させるために開発されたものである。同アプリを利用することで、手助けを求めることも手助けすることも気軽にできるだけでなく、手助けした人の多くが手助けのハードルが下がり、周囲の困っている人や街のバリアに気づくようになるなど、意識・行動の変容にもつながっている。</p>
<p>特定非営利活動法人福祉住環境ネットワークこうち (高知県高知市) 【高知県推薦】</p>	<p>特定非営利活動法人福祉住環境ネットワークこうちは、誰もが暮らしやすい、出掛けやすい、訪れやすいまちを目指し、医療・福祉・建築について体系的で幅広い知識を身につけ、各種の専門家と連携をとりながら適切な住宅改修プランを提示する「福祉住環境コーディネーター」を配置し、高齢者や障害者に対して住み慣れた地域で住みやすい住環境を提案し、その活動を起点として、「タウンモビリティ事業」や「バリアフリー観光相談事業」へ活動を広げることで、まち全体のユニバーサルデザイン化に貢献している。</p>

資料：内閣府

## (3) 世界メンタルヘルスデーイベントの開催

世界精神保健連盟(WFMH)が、1992年より、メンタルヘルス問題に関する世間の意識を高め、偏見をなくし、正しい知識を普及することを目的として、10月10日を「世界メンタルヘルスデー」と定めている。その後、世界保健機関(WHO)も協賛し、正式な国際デー(国際記念日)とされている。

厚生労働省では、精神疾患やメンタルヘルスについて、国民に関心を持ってもらうきっかけとして、2019年から世界メンタルヘルスデーに合わせて、精神障害者に対する理解を深めるためのシンポジウムなどを開催しており、2020年においては、シルバーリボン運動にちなんで東京タワーのシルバーライトアップなどのイベントを実施した。



東京タワーライトアップ点灯式で挨拶をする田村厚生労働大臣  
(2020年10月10日／写真：厚生労働省)



東京タワーのシルバーライトアップ  
(2020年10月10日／写真：厚生労働省)

【厚生労働省ホームページ：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/World\\_mental\\_health\\_day.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/World_mental_health_day.html)】

### 3. ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進

全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意事項その他必要な事項を定めることにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30年法律第100号）が2018年12月に成立し、同月から施行された。2020年8月には、同法に基づき、2019年度に政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表した。

## 4. 障害者施策に関する情報提供等

各種障害者施策の状況について積極的に情報提供していくことは、施策を進める上で欠くことのできないものである。

2012年5月に設置された「障害者政策委員会」は、全国の障害のある人を始め関係者の関心が高く、会議運営に当たっても情報保障の観点から、2020年度においても積極的な情報提供に配慮した。

同年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止の観点からウェブ会議による開催とし、その際には、一般傍聴に代えて、会議の開始から終了までの全状況を会議の映像及び音声、手話通訳並びに要約筆記を合成した動画をリアルタイムで配信し、視聴できることとした。また、その動画を内閣府のホームページにおいて一定期間公開した。これに加え、会議資料を当日の会議開始と同時に内閣府のホームページに掲載するとともに、終了した会議については議事録を掲載している。また、障害者政策委員会の運営に当たっては、障害のある委員の参画に資するため、視覚障害者のための資料の点訳の提供、聴覚障害者のための手話通訳者の配置、要約筆記の提供などの配慮を講じている。

## 5. 障害者白書のマルチメディアダイジー化

「障害者基本法」第13条に基づき、障害者のために講じた施策の概況について、毎年、政府が国会に提出する年次報告書である本「障害者白書」については、平成28年版障害者白書（平成27年度障害者施策の概況）より、視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書国際標準規格として用いられている情報システムである「マルチメディアダイジー<sup>(※)</sup>」版を作成し、内閣府のホームページにおいて公表している。

【内閣府ホームページ：<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r02hakusho/zenbun/index-w.html>】

※：マルチメディアダイジー図書は、音声にテキストおよび画像をシンクロ（同期）させることができるため、使用者は音声を聞きながらハイライトされたテキストを読み、同じ画面上で絵を見る等、一人一人のニーズに合った「読み」のスタイルを可能にするもの（デジタル録音図書）。視覚障害者のほか、学習障害、知的障害、精神障害等のある人にとっても、今後有効なツールとなっていくものと考えられる。

〈マルチメディアダイジーの特徴〉

- ・目次から読みたい章や節、任意のページに移ることが可能
- ・最新の情報圧縮技術で一枚のCDに50時間以上の収録が可能
- ・音声にテキスト、画像をシンクロ（同期）させることが可能
- ・再生ソフトの機能により、個々のニーズに合った読み方が可能

### 【内閣府ホームページ掲載例】



## 6. 教育・福祉における取組

### (1) 学校教育における取組－交流及び共同学習の推進

障害のある幼児児童生徒と、障害のない幼児児童生徒や地域の人々が活動を共にすることは、全ての幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で意義があるだけでなく、地域の人々が障害のある子供に対する正しい理解と認識を深める上でも重要な機会となっている。

このため、幼稚園、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等において、交流及び共同学習の機会を設ける旨が規定されているとともに、教育委員会が主体となり、学校において、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を通じた交流及び共同学習の機会を設けることにより、障害者理解の一層の推進を図る取組等を行っている。

また、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（2017年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）に基づき、「心のバリアフリー学習推進会議」を開催し、2018年2月に「学校における交流及び共同学習の推進について～『心のバリアフリー』の実現に向けて～」を取りまとめた。この提言を踏まえ、2019年3月に「交流及び共同学習ガイド」を改訂したほか、2020年11月公開の「交流及び共同学習オンラインフォーラム」において実践事例を周知するなど、心のバリアフリーの促進を図るとともに、教育委員会や学校等に対して積極的な取組を促している。

### 「交流及び共同学習ガイド」（2019年3月改訂）

※文部科学省HPIにおいて全文掲載

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/010.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010.htm)

#### ◆第1章 交流及び共同学習の意義・目的

小・中学校等及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

#### ◆第2章 交流及び共同学習の展開

##### 1. 関係者の共通理解

学校、子供たち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する。

##### 2. 体制の構築

校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える。

##### 3. 指導計画の作成

交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。

##### 4. 活動の実施

- ・事前に、活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。
- ・障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう、子供たちが主体的に取り組む活動にする。
- ・事後学習で振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障害者理解に係る丁寧な指導を継続する。

##### 5. 評価

- ・活動後には、活動のねらいの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。
- ・活動直後の状況だけではなく、その後の日常生活における子供たちの変容をとらえる。

#### ◆第3章 取組事例（※7つの事例を紹介）

##### <盲案の授業や給食を通じた居住地校での交流及び共同学習>



※福井県

##### <障害者スポーツ等を通じた交流及び共同学習>



※青森県

## 第3章第1節 6. 教育・福祉における取組

／文部科学省

**TOPICS****交流及び共同学習オンラインフォーラム**

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等が行う、交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものである。

文部科学省では、2018年2月に取りまとめた「学校における交流及び共同学習の推進について～『心のバリアフリー』の実現に向けて～」を踏まえ、2020年11月に文部科学省HPにて「交流及び共同学習オンラインフォーラム」を公開した。

(文部科学省HP 交流及び共同学習オンラインフォーラム：

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1413898\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1413898_00001.htm))

本フォーラムでは、全国各地で実施されている交流及び共同学習の事例の中から、ICTの活用や外部機関との連携、副次的な籍の活用等、各自治体における取組みの参考となる優れた実践事例について、各20分程度の動画としてまとめ、公開している。

**交流及び共同学習オンラインフォーラム**

「交流及び共同学習」の充実のため、各自治体における取組の参考となる優れた実践事例を動画で各20分程度紹介。

**【動画で紹介している取組実践例】**

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| 静岡県           | 外部機関と連携した交流及び共同学習    |
| 福井県           | ICTを活用した全県的な交流及び共同学習 |
| 仙台市           | 障害当事者との組織的な交流及び共同学習  |
| 南箕輪村<br>(長野県) | 副次的な籍を活用した交流及び共同学習   |
| 国土交通省         | バリアフリー教室の取組          |



静岡県・ダイアログインザークに関する取組



国土交通省：バリアフリー教室について

**【交流及び共同学習とは】**

障害のある子供と障害のない子供が、共に経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ教育活動。障害者基本法第16条においても積極的に進めることとされている。

※小学校学習指導要領

「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」

案内ページ(文部科学省)

再生リスト(YouTube)



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

参考資料

## (2) 地域住民への広報・啓発

障害のある幼児児童生徒が、自立し社会参加するためには、広く社会一般の人々が、幼児児童生徒と教育に対する正しい理解と認識を深めることが不可欠である。

社会教育施設等における学級・講座等においては、障害のある人に対する理解を深めることを重要な学習課題の一つと位置付け、青少年や成人一般、高齢者の学習活動が展開されている。

また、精神保健福祉センターや保健所では、精神障害のある人に対する正しい理解を促すため、住民に対する精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を行っている。

## 7. ボランティア活動の推進

### (1) 学校におけるボランティア教育

学習指導要領において、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等において、思いやりの心や助け合いに関する指導、ボランティア活動の充実などを図っている。

また、高等学校等においては、生徒が行うボランティア活動などの学校外における学修について、校長が教育上有益と認めるときは合計36単位を上限として単位として認定することが可能となっている。

### (2) 地域福祉等ボランティア活動の促進

ボランティア活動の振興の基盤整備については、全国社会福祉協議会内の「全国ボランティア・市民活動振興センター」へ補助を実施している。「全国ボランティア・市民活動振興センター」では、ボランティア活動等に関する広報・啓発活動、情報提供、研修事業等を実施している。

内閣府では、地域における共生社会の実現に向けた課題解決に対応できる人材育成を目的とした「地域課題対応人材育成事業『地域コアリーダープログラム』」を実施している。

このプログラムは、障害者関連、高齢者関連、青少年関連のそれぞれの3分野において、地域における社会活動に携わる日本の青年を海外に派遣するとともに、海外の様々な組織で活動する青年を日本に招へいして地域における課題の共有や意見交換等を通じて相互に交流することにより、我が国の地域社会活動の中核を担う青年の非営利団体の運営、国・企業・地方公共団体等との連携及び人的ネットワーク形成の方法等の実務的な能力の向上及び各国、各分野間のネットワークの形成を図るものである。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、2020年度は派遣・招へいを中止し、オンラインでの交流を実施した。

このうち障害者関連分野については、2021年2月に日本青年10名とニュージーランドの青年10名によるオンラインでのディスカッション等の交流を行った。

## 8. 公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進

障害のある人が地域において安全に安心して生活していく上では、公務員を始め公共サービス従事者等が障害及び障害のある人について理解していることが重要である。

警察では、警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、障害者施設への訪問実習、有識者による講話等、障害のある人の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深めるための研修を行っている。

刑務所等矯正施設に勤務する職員に対しては、矯正研修所及び全国7か所の矯正研修所支所において、各種研修を行っているが、その中では、人権擁護、精神医学などの科目を設けて適切な対応の仕方について講義しているほか、社会福祉施設における介護等体験実習を実施するなどし、障害のある人に対する理解を促進している。



更生保護官署職員に対しては、各種研修において、職員の経験や業務内容に応じ、障害のある人や障害特性に対する理解を深めるための講義等を実施し、障害のある人に対する理解の促進とその徹底を図っている。

法務省の人権擁護機関では、中央省庁等の職員を対象として、人権に関する国家公務員等の理解と認識を深めることを目的とした「人権に関する国家公務員等研修会」を、また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象として、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした「人権啓発指導者養成研修会」を実施している。その中で、障害のある人をテーマとした人権問題も取り上げている。これらの取組を通して、障害のある人の人権問題を含む各種人権問題への理解と配慮の必要性を訴えている。このほか、検察職員、矯正施設職員、入国管理関係職員及び裁判官・家庭裁判所調査官に対する研修等に講師を派遣し、法執行機関及び司法機関の職員の人権問題に関する理解と認識を深めることに努めている。

日本司法支援センター（法テラス）では、本部の担当職員が公益財団法人日本ケアフィット共育機構が認定するサービス介助士の資格を取得し、全国の職員が参加する研修で、障害のある人への支援の方法や、利用者の立場を理解した丁寧かつ適切な対応方法等の知識を伝達し、各地の取組につなげている。さらに、各地で取り組んだ障害のある人への合理的配慮等を全国の職員間で共有することで、法テラス全体における職員の対応や事務所の環境の改善につなげている。

## 9. 障害者統計の充実

障害者政策の観点からは、我が国が批准した「障害者の権利に関する条約」により障害者統計の充実が求められているほか、統計整備の観点からも、国連統計委員会は障害に関するデータ収集及び手段の精査を要請しており、国内でも「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期）（令和2年6月閣議決定）において施策上のニーズ等を踏まえた障害者統計の充実が求められている。こうした状況の下、障害のある人と障害のない人との比較を可能とする統計データを整備する観点から、我が国の統計調査に導入可能な障害のある人を捉える設問について検討することを目的として、2019年度に、国際的に用いられている設問セットの比較等を含めた評価分析を内容とする調査研究を行った。同調査研究では、障害のある人を捉える設問に関する調査と、国際的な動向の把握を実施した。

この調査研究の報告書では、調査研究の結果を踏まえ、今後の障害者統計の在り方について、2022年度までの実施を目途に、例えば国民生活基礎調査や社会生活基本調査といった既存の基幹統計調査等について、障害のある人を捉える設問を導入すること及びその場合の具体的な設問の在り方を検討することが望まれるとした。

これを踏まえ、2020年度以降、関係省庁において具体的な検討を行っているところであり、総務省では、2021年に実施する社会生活基本調査において、日常生活への支障の有無による生活時間の違いなどを把握することとし、調査実施の準備を進めている。また、厚生労働省では、2022年に実施する国民生活基礎調査において、障害者統計の充実に資する設問の追加の検討を進めている。